

会計検査院 御中

国際協力銀行（JBIC）が融資する事業に関する汚職についての情報提供及び
JBIC に対する適切な会計検査の要請

2024 年 6 月 27 日

国際環境 NGO FoE Japan
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
Oil Change International

会計検査院の検査対象である株式会社国際協力銀行（以下、JBIC）は、日本の政策金融機関として、海外における資源開発事業や日本の産業が国際競争力を維持および向上するための事業に投融資を行っている。

一方、JBIC が投融資を行う事業には、事業が実施される地域における人権侵害や環境破壊が報告されるものが少なくなく、さらには汚職が関係するものも存在する。

JBIC は贈賄防止への取り組みの中で、「わが国の輸出企業や JBIC が貸付等を行う政府・企業等を含む国際商取引を行う当事者は、贈賄に係る自国の法令への理解及び遵守が求められる」としている¹。JBIC による融資事業に関連して汚職が複数報告されている背景を鑑み、また行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善のため、会計検査院は JBIC に対し貸付実行の正当性について検査を行うべきである。特に、以下 2 案件（シンガポール共和国法人 Trafigura Pte Ltd への貸付契約、チレボン石炭火力発電所の拡張事業に対するプロジェクトファイナンス）について情報提供を行う。

JBIC によるシンガポール共和国法人 Trafigura Pte Ltd への貸付契約

2024 年 3 月 28 日、JBIC は、シンガポール共和国法人 Trafigura Pte Ltd（以下、トラフィギュラ）との間で、日本への LNG 輸入支援のため、融資金額 390 百万米ドル限度（JBIC 分）の貸付契約を締結した²。同日、Trafigura Beheer B.V. はブラジルにおける贈賄で米国海外腐敗行為防止法違反が確定している³。

トラフィギュラは、米国およびスイスにおいて犯罪捜査の対象となっている。2023 年 12 月、複数のメディアが、米国およびスイスの当局が、トラフィギュラがアンゴラの公務員に対し長年賄賂を渡していたかどで告発したことを報道。トラフィギュラは 2009 年 4 月から 2011 年 10 月までの

¹ JBIC 「贈賄防止への取り組み」 <https://www.jbic.go.jp/ja/support-menu/export/prevention.html>

² JBIC 「シンガポール共和国法人 Trafigura Pte Ltd に対する融資 日本企業による LNG の安定確保に貢献」 2024 年 3 月 29 日 https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2023/press_00218.html

³ US Department of Justice “Swiss Commodities Trading Company Pleads Guilty to Foreign Bribery Scheme” March 28 2024 <https://www.justice.gov/opa/pr/swiss-commodities-trading-company-pleads-guilty-foreign-bribery-scheme>

間に、アンゴラの石油産業におけるトラフィギュラに優位な契約の見返りに 500 万米ドルを超える支払いをアンゴラの政府関係者に対し行っていた。この贈賄によりトラフィギュラが得た利益は 1 億 5,000 万米ドルだと推計されている⁴。加えて米国司法省はブラジルにおけるトラフィギュラの贈賄捜査も行っており、2024 年 3 月 28 日に米国海外腐敗行為防止法違反が認められ⁵、トラフィギュラは米国政府に対し 1 億 2,700 万米ドルの罰金を支払うことに合意した⁶。

トラフィギュラは米国輸出入銀行(US EXIM)からの支援も受けているが、同社が贈賄を含む事件の捜査の対象となっていることを理由に、2024 年 1 月に米国の NGO らが支援の即時停止を求める書簡を US EXIM に提出している⁷。US EXIM の汚職防止方針では、上記のような汚職・賄賂を禁止している。

さらに、2024 年 5 月 10 日、US EXIM の監察総監室(OIG)がレポートを公表し、トラフィギュラがスイス当局と米国当局により捜査を受けていることを認識した OIG が 2022 年に US EXIM に対して情報提供をしていたにもかかわらず、US EXIM が OIG が提供した情報に基づいて行動しなかったことを明確に指摘している⁸。

JBIC も贈賄防止への取り組みの中で、「わが国の輸出企業や JBIC が貸付等を行う政府・企業等を含む国際商取引を行う当事者は、贈賄に係る自国の法令への理解及び遵守が求められる」としている。また、2019 年 3 月に OECD 理事会にて採択された「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」(OECD 贈賄勧告)に基づき、誓約・確認の取得をすすめている。

JBIC による貸付契約締結は 2024 年 3 月 28 日だが、前述の通り 2023 年 12 月の時点でトラフィギュラの贈賄に関する報道があり、捜査が行われていることは公然であった。また OIG が 2022 年の時点で US EXIM に情報提供を行うことができた状況を踏まえれば、JBIC トラフィギュラの贈賄リスクについて事前に情報を知ることができたはずである。また、米国で法律違反が確定した後も、当該企業との貸付契約を継続していることは不適切である。

2024 年 5 月、上記の背景もふまえ、JBIC に対し国内の複数の環境団体から、JBIC による贈賄事件への認識、また本融資が OECD 贈賄勧告違反ではないかどうか、また融資に踏み切った理由について問い合わせた⁹が、個別の取引の詳細については回答を差し控えるとの回答であった。

⁴ Bloomberg “Trader Trafigura Targeted by US and Swiss Over Corruption” Dec 6 2023, <https://www.swissinfo.ch/eng/trader-trafigura-targeted-by-us-and-swiss-over-corruption/49035944>
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2023-12-06/trafigura-charged-in-switzerland-over-alleged-angola-bribery>

⁵ See footnote 5

⁶ Reuters, “Trafigura pleads guilty, agrees to pay about \$127 million to settle US probe” March 28 2024
<https://www.reuters.com/markets/commodities/trafigura-pay-127-million-over-us-doj-probe-2024-03-28/>

⁷ Bloomberg, “NGOs Say US Should Stop Backing Trafigura After Bribery Charges” Jan 24 2024
<https://www.bloomberg.com/news/articles/2024-01-23/trafigura-bribery-charge-ngos-say-us-should-withdraw-backing>

⁸ OIG, “Management Alert: Lack of Agency Action Related to an OIG Enhanced Due Diligence Referral” May 10 2024 <https://eximoig.oversight.gov/reports/other/management-alert-lack-agency-action-related-oig-enhanced-due-diligence-referral>

⁹ FoEJapan 等「JBIC による Trafigura への融資と贈賄防止違反の可能性について」
<https://foejapan.org/issue/20240524/17759/> 2024 年 5 月 24 日

なお、6月17日、米商品先物取引委員会（CFTC）は、Trafigura Trading LLC が内部告発を妨害したとして、5500万ドルの罰金の支払いも命じている¹⁰。

参考：時系列

2022年11月	US EXIM の監察総監室(OIG)が US EXIM に対して汚職に関する情報提供
2023年12月	トラフィギュラの汚職疑惑について複数メディアが報道
2024年3月28日	JBIC が貸付契約締結
2024年3月28日	トラフィギュラ、米国海外腐敗行為防止法違反が確定
2024年5月10日	US EXIM の OIG がレポートを公表
2024年5月24日	国内 NGO による JBIC への書簡提出
2024年6月17日	米商品先物取引委員会（CFTC）がトラフィギュラに対し罰金命令

インドネシア・チレボン石炭火力発電所の拡張事業への融資

JBIC は 2017 年 4 月 18 日、インドネシア・西ジャワ州チレボン石炭火力発電所拡張事業に対し、約 731 百万米ドル（JBIC 分）を限度とするプロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結した¹¹。同案件については、2019 年から贈収賄疑惑が指摘されてきた。2023 年 3 月には、インドネシア汚職撲滅委員会（KPK）が同拡張事業に係るケースを含む一連の収賄・マネーロンダリング事件に関して、元チレボン県知事を起訴。2023 年 8 月に同拡張事業に係る収賄のケースを含め、元チレボン県知事に有罪判決が言い渡された。2023 年 3 月から行われてきた 30 回以上に及ぶ公判では、巨額の収賄やマネーロンダリング（総額 640 億ルピア）に関して、起訴状や 237 人に上る証人らの証言によって、詳細な情報が明らかにされた。公判における証人の証言及び被告である元チレボン県知事の陳述では、同拡張事業の事業者であり、JBIC からの直接の借入人であるチレボン・エナジー・プラサラナ社（CEPR。丸紅が 35%、JERA が 10% 出資）の元上級幹部が贈賄行為に関与していたことが言及された。なお、KPK 及び被告である元チレボン県知事は第一審判決の翌週にそれぞれ控訴したが、第二審判決（2023 年 10 月 17 日）でも有罪が言い渡された。現在、

¹⁰ The Commodity Futures Trading Commission, Number 8921-24 “CFTC Orders Trafigura to Pay \$55 Million for Fraud, Manipulation and Impeding Communications with the CFTC First CFTC Action Against an Entity for Impeding Whistleblower Communications”

<https://www.cftc.gov/PressRoom/PressReleases/8921-24>, June 17, 2024

¹¹ JBIC 「インドネシア共和国におけるチレボン石炭火力発電所の拡張事業に対するプロジェクトファイナンス」 <https://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2017/1114-58532.html> 2017 年 11 月 14 日

KPK 及び被告がそれぞれ上告したため、最高裁で審理中となっている（2024年6月18日現在）。

こうした背景を受け、インドネシア、および日本の環境・市民団体から JBIC に対し、「公的輸出信用と贈賄に関する OECD 理事会勧告」（OECD 贈賄勧告）に基づき、同拡張事業に対する貸付実行の停止措置を速やかにとること、またこれまでに実行した貸付については強制期限前弁済の措置をとることを求める書簡を提出している¹²。また、同拡張事業に係る贈収賄事件に関しては財務省 NGO 定期協議の場でも議論が行われてきた。2023年3月の KPK による元チレボン県知事の起訴後、NGO からの「貸出停止、融資未実行残高の取り消し、強制期限前弁済を含む適切な措置をとるべき」との考えに対し、JBIC は「守秘義務の関係があるため、融資契約の具体的な内容については答えられない」と回答¹³。さらに 2023年8月に元チレボン県知事が有罪判決を受けた後も、JBIC は「守秘義務の関係があるため、融資契約の具体的な内容については答えられない。」と回答¹⁴しており、贈収賄事件に係る起訴や有罪判決の後も同拡張事業に対する貸付実行を JBIC が継続しているかは不明である。

また、同拡張事業については汚職事件が明るみになる前から、環境許認可を巡り行政訴訟が行われていた。同拡張事業の開始前から、現地ではすでに稼働中の発電所 1 号機（660 MW。丸紅出資）により、小規模な漁業など住民の生計手段に甚大な被害が生じていたため、同拡張事業の環境社会影響についても懸念の声をあげてきた住民グループ RAPEL（ラペル。環境保護民衆）は 2016年12月6日、同拡張事業について「不当に環境許認可が発行された」と西ジャワ州政府を提訴。複数の公判開催の後、2017年4月19日のバンドン地裁での判決で、住民側の訴えが認められ、「環境許認可の無効」が言い渡された。その後、被告である西ジャワ州政府はすぐに控訴したが、8月に控訴を取り下げ住民の勝訴が確定した。しかし、JBIC は、2017年4月18日、地裁の判決が出される一日前に融資契約を締結していた。

環境影響や、訴訟リスクについて、地元の団体や住民、国内環境団体から、幾度にもわたり JBIC に情報提供を行ってきたが、両案件とも、訴訟の判決の前日に貸付契約の締結に踏み切っている。JBIC のデュエディリジェンスのあり方について、またこれら事業への貸付契約の締結が適切であったかについて調査を行うべきである。

連絡先：

国際環境 NGO FoE Japan

〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9

tel: 03-6909-5983 fax: 03-6909-5986 email: info@foejapan.org

¹² FoE Japan 「インドネシア・チレボン石炭火力 2 号機で事業者の贈賄行為が明らかに一財務省・JBIC に公的支援の速やかな停止を求める要請書を提出」 <https://foejapan.org/issue/20230818/13915/> 2023年8月18日

¹³ 第 80 回財務省・NGO 定期協議（2023年4月26日開催）議事録 P.27 以降を参照
https://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2023/06/mof80.pdf

¹⁴ 第 81 回財務省・NGO 定期協議（2023年11月21日開催）議事録 P.26 以降を参照
https://jacses.org/wp_jp/wp-content/uploads/2024/01/mof81.pdf